

管財人の権限

—わが国の管財人と外国の管財人—

わが国の管財人は海外でどのような取扱いを受けるのですか。また、海外の管財人はわが国でどのような取扱いを受けるのですか。

一 わが国制定法の形式解釈は

わが国の倒産法制は、わが国で開始した倒産手続は、海外の財産について効力を生じないものとしています。また、その逆に、海外の倒産手続もわが国財産につき効力を生じないものとしています(破三条、和一条、会更四条、商四八五条)。これを形式的に解釈をすれば、わが国の倒産手続の開始の主要な効力の一つである、管財人の選任、管財人による財産の管理、処分、そしてこれらによる経営の権限は、海外財産についておよそその効力

- ◆ わが国の管財人は海外でどのような取扱いを受けるか
- ◆ 海外の管財人はわが国でどのような取扱いを受けるか

れる機会に応じて、改革、克服の努力がされてきたところですが、この点はずでに別稿が用意されているところ。そこで、以下においては、このような努力の結果としての到達点を簡単に述べることとします。

二 わが国管財人の海外での取扱いについての、わが国自体の考えは

わが国管財人が海外財産についてどのようにその権限を行使するべきかに関するわが国自体の考えは、伝統的には制定法の形式解釈に従っていたものです。その結果、海外財産は管財人が権利を放棄するところとなったり、旧経営者が管理、処分をしたり、あるいは内外債権者の権利行使に服して個別の弁済の対象となり、時に必ずしも管財人に有利ではない和解で決着をするというものでありました。

ところが、その後債務者の海外財産が量的にも、金額的にも、あるいは再建に不可欠のものであるなどの現実の必要性の発生とともに、わが国管財人が、裁判所の許可を得て(財団の負担で)海外出張をし、海外財産を管

がない、すなわちあたかも海外財産に対しては、倒産手続の開始がなく、これらの権限が依然として、旧経営者にゆだねられたままであり、さらにこれら海外財産に対しては、債権者の権利行使に関する倒産手続開始の効力(個別権利の行使の禁止など)が及ばないこととなります。わが国倒産法の立法の意思も、少なくともその当時(破産、和議については一九二二年、会社更生は一九五二年)の社会、経済状況からこれらに沿うものであったことは確かどころです。勿論、このような解釈が、特に今日の盛んな国際経済取引、人的交流のもとで、合理性を有するかはそれ自体で大問題であり、その合理性の疑問とさ

理し、処分を交渉し、その代金をわが国に持ち帰るということも発生しました(*1)。また、管財人が、在外財産に対する内外個別債権者の権利行使などの中止を求め、これまた裁判所の許可により、外国裁判所に共助を求める申立をすることも生じるようになりました(*2)。最近では、海外財産の管理、処分のみをその職務とする管財人を選任し、外国でのわが国倒産手続開始の命令に対する執行判決を得て、これにより内外債権者の個別権利行使を制約しながら、海外財産の管理、交渉、売却を行うこともありました(*3)。さらには、わが国管財人が、海外財産を基礎にして、外国での本格的な倒産手続を申立て、これにより、わが国裁判所が、わが国管財人を通じて、間接的に、当該倒産手続を主体的に進めるというところまで進んできています(*4)。

また、海外財産の一つの形態としての子会社についても、その株主権を基礎に、わが国管財人がこれを解散し、清算人を選んで主体的にその整理を進めたり、子会社債権者と、親会社債権者との調整をはかるとい努力もされています(*5)。

このような現状は、結局、貴重な海外財産を前に、

あるいは、再建の目的のために海外財産が不可欠となつてきているわが国企業の現実の経営戦略の中で、裁判所を含めた実務の法律家が、制定法の形式的解釈を克服し、すでに相当の成果をあげているということの意味するものです。それでは、このような到達点と、制定法の立場の間には、いったい、どのような理論的な整理が可能なのでしょうか。この点は次のようにまとめることができ

ます、わが国倒産法の基本的な原則により、管財人が財産を管理、処分をするにいたるとの点、および債務者の身分あるいは組織につき倒産手続が始まり、これらにつき変動を生じたことを、海外に及ぼすあるいは海外に承認を求めることができるとする点では、現時点では、判例、実務、学説ともに一致をしているように思われます。その理由付けは様々であります、本来的な管轄ある裁判所の倒産手続は、国際的管轄分配の結果であるから外国で当然にそのような効果があるというもの、私人の私法的法律関係を形成する国家行為は当然に承認をされるというもの、倒産手続開始の裁判を判決と同じと考えてその承認を認めるもの、国際私法的に考えて債務者

最近のわが国倒産法の知識によるとは思われないので、結局、世界の常識は、一国の管財人は当然に海外財産の管理者であるというのか、それとも、それはわが国倒産法の制定法を知らないからというのかは、論者の立場によります。

外国裁判所や専門家(例えば公証人、弁護士)のレベルに上ったものでは、わが国管財人の海外財産の管理、処分権を問題とし、これを否定したものはないようです。むしろ、積極的に、わが国管財人による訴訟追行を認め、不動産処分を容認し、執行判決を認容するなど、共助、援助が目につきます(*6)。

内外債権者による、わが国にとつての海外財産である財産に対する個別執行を制約するなどを内容とする共助、援助については、援助に積極的である事例と、わが国の制定法の表現に重きをおいて消極的(わが国の立場が積極だとなれば容認する姿勢はみられた)であったのとに分かれています(*7)。しかし、最近の例では、いずれも債権者の権利行使を禁止することを命じ、あるいは執行判決による禁止の効果認め、仮差押を取り消すなどの援助がなされているようです(*8)。

の人的組織的な準拠法による効果は当然に他国が承認をするというものであります。

次に、すでにみたようにすでに実務としては、海外財産に対する内外の個別債権者の権利行使に対して、わが国倒産法による制約的效果を及ぼそうとして、外国裁判所による様々の共助を仰いでいるわけですが、この根拠付けについては学説の一致があるわけではありません。多数説は、どちらかといえば消極的の結論であると思われませんが、実務家、少数有力説は積極的に考えています。消極説の論拠は余りはつきりしませんが、筆者としては、管財人の海外財産に対する管理、処分の権限を認めるのであれば、それを支える理論はやはり、権利行使に対する制約をも支持するのではないかと思われ

三 外国によるわが国管財人の取扱い

わが国管財人による海外財産の管理、処分につき、これを疑問視し、権限を争うという、第三者は、基本的には存在しません。取引の相手、交渉相手などは何処でも、管財人との取引を希望します。これが、右に紹介をした

したがって、わが国管財人の海外財産についての管理、処分権についてはほぼ確定的に、また、個別権利行使の制約においてもそのような援助を求める限り積極的に、外国裁判所の援助、共助を受け得るものと考えられます。もともと、いくつかの国では、そもそも外国がその倒産の効力を海外に及ぼすとしているときにはじめて援助、共助が問題となるというものがあつますし、米国の判例でも時にそのような表現の見られることもあつて、やはり、わが国の国際倒産法の現在の原則がどこまで来ているのかについての正しい認識を持つてもらふ必要があつます。

四 わが国における外国管財人の取扱いは

わが国では、判例の努力もあつて、外国管財人のわが国にある財産に対する管理、処分、そして訴訟追行の権限はもはや確定的に認められるに至つたといふことができます(*9)。また、外国管財人ではないところの外国倒産手続代表者にも、同様に訴訟追行権、わが国での本格的な倒産手続の申立権が認められるところ(す)です(*10)。

問題は、外国管財人が、その倒産法を持つ個別権利行使の禁止の効力をわが国財産に及ぼすことを求めてきた場合に生じます。このときに、わが国債権者の保護などの理由で、援助を拒否するのか、それとも創意と工夫によりこれまで外国に支援を求めた経緯などを考慮して援助を与えることができるのかは、誠にもって深刻な問題であります。

この点につき筆者には、国際信義、倒産裁判所による柔軟な内国保護の可能であること、国際管轄分配と普及主義による協力などから十分に援助可能と思われませんが、慎重論もあるところです。

なお、わが国でも、また海外からも、管財人の権限と個別執行の制約の双方を対象とし、さらには倒産法の国際私法をも織り込んだ、一国の国内法の形式による倒産立法案、あるいは二カ国条約案なども公にされるようになり、判例、実務という本来的な法の展開とともに、今後が注目されるところであります。

*1 東京地昭五二(フ)第二二〇号(破産者ベトリカメラ株式会社)

*2 東京地昭六〇(ミ)第六号(更生会社三光汽船)

*3 名古屋地平三(フ)第八七号(破産者アーバン)

名古屋地平三(フ)第一号(破産者エス・シー・エイ)

*4 東京地平三(ミ)第一号(更生会社マルコー)

*5 東京地昭五〇(フ)第一一五号(破産者小山海運)

*6 東京地昭五九(ミ)第五九号(更生会社大沢商會)

破産者株式会社アーバンでの Judgement rendu le 11 juillet 1991, Tribunal de Grande Instance de Paris. また破産者エス・シー・エイでの Judgement rendu le 26 septembre 1991, Tribunal de Grande Instance d'Argentan.

*7 消極のものに 'Orient Leasing Company Ltd. v. The Ship of Kosei Maru, 94 D. L. R. (3d) 658.

*8 In re Sanko Steam Ship Co. Ltd., No. 86 B10291 (S. D. N. Y. decided July 30, 1986). Judgement rendu 22 septembre 1992, Cour d'Appel de Paris.

*9 東京高決昭五六・一・三〇判時九九四一五三、東京地判平三・九・二六金判八九七一一三〇。

*10 東京地昭六二(フ)第二一六号(破産者ユーエス・ライズ)

(竹内 康二)